



福岡医発第 453号 (地)
平成22年 5月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

福岡県における警報及び注意報の区域等の変更について

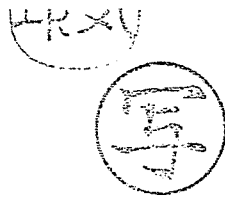
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、福岡県管区気象台長より福岡県防災会議会長を通じて別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

平成22年5月27日からの区域の変更、基準の見直し等に留意し、気象等の警報・注意報を含む防災気象情報をより有効に活用ください。

小郡三井医師会より

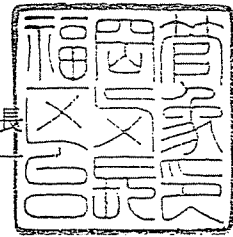
救急医療担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽



添 付 物 あ り
福 気 予 第 19 号
平成 22 年 5 月 14 日

福岡県防災会議会長
福岡県知事 麻生 渡 殿

福岡管区気象台長
宇平 幸



福岡県における警報及び注意報の区域等の変更について（通知）

平素から気象業務に関しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、気象庁は、市町村が実施する避難勧告等の判断により有効に利用していただけるよう、気象等の警報及び注意報の改善に取り組んでいます。今般、その一環として、福岡県における警報及び注意報の区域を変更し、各々の市町村の区域とします。

また、併せて、警報及び注意報を行う基準の一部を見直します。

つきましては、下記事項を、福岡県防災会議委員、福岡県機関、県内市町村等に周知願います。
なお、区域の変更については、別途、官報にて告示します。

記

1. 実施年月日時
平成 22 年 5 月 27 日 13 時
2. 新しい区域
次項に掲げる警報及び注意報は、福岡県の二次細分区域（各々の市町村の区域（海に面する市町村にあっては沿岸の海域を含む。）をいう。）に限定して行う。
3. 区域を変更する警報及び注意報の種類
【警 報】暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、高潮、波浪
【注意報】強風、風雪、大雨、洪水、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、
なだれ、低温、着氷、着雪、高潮、波浪
4. 基準を見直す警報及び注意報の種類
【警 報】大雨、洪水、高潮
【注意報】大雨、洪水、高潮
5. 標記変更に係る詳細な説明資料
別添のとおり

本件担当
福岡管区気象台 技術部予報課
電話 092-725-3604

福岡県における気象等の警報・注意報の 変更について

平成22年5月
福岡管区気象台

平成22年5月27日から、気象等の警報・注意報の発表区域や基準を変更します。
下記事項にご留意のうえ、気象等の警報・注意報を含む防災気象情報をより有効に
利活用いただくようお願いします。

目次

1	区域の変更について	1
(1)	区域を変更する警報・注意報の種類	1
(2)	気象等の警報・注意報の新しい区域	1
(3)	市町村等をまとめた地域	1
2	基準の見直しについて	2
(1)	基準見直しの対象	2
(2)	新しい基準値	2
3	その他の変更点等	2
(1)	電文形式の変更	2
(2)	大雨警報の特に警戒すべき事項(土砂災害、浸水害)を明示	3
(3)	警報の可能性に言及した注意報の運用	4
(4)	市町村ごとの警報内容を知る手段(防災情報提供システム)	4
(5)	指定河川洪水予報と洪水警報・注意報の運用	4
(6)	大雨、洪水以外の警報・注意報の運用	5
(7)	実施年月日時と切り替え時の措置	5
4	留意事項・参考事項	5
(1)	気象等の警報・注意報の改善の背景と目的	5
(2)	大雨及び洪水警報・注意報等と避難判断	6
(3)	地域防災計画等への対応	6
(4)	気象等の警報・注意報のリードタイム	6
(5)	大雨時における気象情報の有効な活用	6
5	周知・広報への協力依頼	7
(1)	一般の方々への周知・広報のご協力依頼	7
(2)	市町村ごとの警報内容を知る手段(一般の方)	7

1 区域の変更について

(1) 区域を変更する警報・注意報の種類

気象庁や各地の気象台が発表する津波、地震動、火山現象、気象、高潮、波浪、洪水等の警報・注意報うち、平成 22 年 5 月 27 日 13 時から区域を変更するのは、気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報※が対象です。福岡県においては、福岡管区気象台が発表する以下の警報・注意報の区域が変更となります。

【警 報】暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、高潮、波浪

【注意報】強風、風雪、大雨、洪水、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着氷、着雪、高潮、波浪

※ 今回、区域を変更する警報・注意報をここでは「気象等の警報・注意報」と表記します。

(2) 気象等の警報・注意報の新しい区域

現在、福岡県における気象等の警報・注意報の区域は、府県予報区の「福岡県」、一次細分区域の「福岡地方」、「北九州地方」、「筑豊地方」、「筑後地方」、二次細分区域の「北九州・遠賀地区」、「京築」、「筑後北部」、「筑後南部」としています。

平成 22 年 5 月 27 日からは、気象等の警報・注意報の区域を市町村ごとに変更し、気象庁予報警報規程（気象庁告示）では、この区域を二次細分区域とします。

(3) 市町村等をまとめた地域

気象等の警報・注意報の区域変更に伴い、発表される情報量がこれまでより格段に多くなることから、報道機関によっては市町村ごとの警報・注意報を放送することが難しい場合があります。そこで、これまでの二次細分区域の名称を「市町村等をまとめた地域」を表すものとして用いることとします。そして、「府県予報区」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」は、地域をとりまとめて表示する目的で、気象庁ホームページ、防災情報提供システム※の一部のページ、警報・注意報の一部の電文形式等で用います。

テレビやラジオでも、「市町村等をまとめた地域」等を用いて放送される場合があります。

177 天気予報電話サービスでも「市町村等をまとめた地域」等で案内されます。

全国の「市町村等をまとめた地域」については、気象庁ホームページに掲載しています。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/saibun/fukuoka.pdf>

表 1 区域表

放送等で用いられる名称			含まれる市町村 (気象等の警報・注意報の区域(二次細分区域))
府県 予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域 (これまでの二次細分区域)	
福岡県	福岡地方		福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
	北九州地方	北九州・遠賀地区	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
		京築	行橋市、豊前市、荏田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町
	筑豊地方		直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、大任町、赤村
	筑後地方	筑後北部	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、大刀洗町
		筑後南部	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町

※ 防災情報提供システムとは、気象庁が防災関係機関に防災気象情報を提供するために整備しているもので、気象庁からのメール通知機能と専用 WEB からなります。利用には専用線による場合とインターネットによる場合があります。インターネットによる利用の場合は、気象台から交付した機関毎の ID とパスワードが必要です。ID とパスワードは、県防災部局、市町村、消防組織等へ配布していますので、ご不明な点があれば気象台までご連絡ください。

2 基準の見直しについて

(1) 基準見直しの対象

気象等の警報・注意報の区域変更に併せて、以下の警報・注意報基準の一部を見直します(括弧内は今回見直す基準要素を示します)。

大雨警報・注意報(雨量基準)

洪水警報・注意報(雨量基準、流域雨量指数基準、複合基準)

高潮警報・注意報

(2) 新しい基準値

具体的な基準値については、資料 1 を参照願います。

3 その他の変更点等

(1) 電文形式の変更

気象庁ではすべての防災気象情報を気象庁防災情報 XML フォーマット(以下、

「XML※形式」と略す)で提供する改善を進めており、気象等の警報・注意報についても、XML形式での配信を基本としますが、当面は「かな漢字形式」等の定型の電文も提供します。

この「かな漢字形式」の電文の形式を、区域の変更に伴い以下のとおり変更します。

- ・気象業務法第15条第1項の規定に基づき、福岡管区気象台から福岡県内の機関に通知する形式は、資料2を参照願います。
- ・気象業務法第15条第2項の規定に基づき、西日本電信電話株式会社(NTT西日本)または東日本電信電話株式会社(NTT東日本)から関係市町村長に通知される形式は、資料3を参照願います。

※ XML (Extensible Markup Language) とは、W3C (World Wide Web Consortium、Web で使用される各種技術の標準化を推進する為に設立された非営利団体) が策定した、Web 上における国際標準の構造化文書の技術です。

(2) 大雨警報の特に警戒すべき事項(土砂災害、浸水害)を明示

気象等の警報・注意報の区域変更に併せて、大雨警報については、基準要素に応じて、特に警戒すべき事項を「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」、「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように、括弧書きで表記します。

なお、大雨注意報には警戒すべき事項による区別はありません。

また、テレビやラジオ等では、「大雨警報」の括弧書きの部分は省略される場合があります。

大雨及び洪水警報・注意報の基準要素と、警報・注意報との関係は、表2のとおりです。

表2 基準要素と警報・注意報の関係

基準要素(括弧内は指標)	警 報 (括弧内は特に警戒すべき事項)	注意報
雨量基準(1時間雨量又は3時間雨量)	大雨警報(浸水害) 洪水警報	大雨注意報 洪水注意報
土壌雨量指数基準(土壌雨量指数※)	大雨警報(土砂災害)	大雨注意報
流域雨量指数基準(流域雨量指数※)	洪水警報	洪水注意報
複合基準 (1時間雨量又は3時間雨量及び流域雨量指数)	洪水警報	洪水注意報

注1: 大雨警報・注意報文の「特記事項」においても特に警戒すべき事項を明示しています。

注2: 同一市町村の大雨警報の特に警戒すべき事項が変化するたびに大雨警報を発表します。

注3: 土砂災害の危険性が認められない大刀洗町、柳川市、筑後市、大川市、大木町には、特に警戒すべき事項として「土砂災害」を表記することはありません。

注4: 雨量基準による場合は大雨と洪水の同時発表となります。

※ 土壌雨量指数、流域雨量指数の詳しい解説は気象庁ホームページをご覧ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/shisu_kaisetsu.pdf

(3) 警報の可能性に言及した注意報の運用

これまでも、警報に至る現象が予想される場合には、注意報の中で警報の可能性に言及する場合があります。気象等の警報・注意報の区域変更に併せて、この運用をより積極的に行うようにし、市町村ごとに警報の可能性に言及します。市町村等における段階的な防災体制や防災対応の参考にご利用ください。

警報の可能性は、市町村ごとの注意報文の特記事項、及び、表形式（PDF）に表記します。

なお、以下の点に留意願います。

- 警報の可能性に言及した場合でも、その後の気象状況の変化によっては警報を発表しないことがあります
- 気象状況が急激に警戒の必要なレベルまで変化した場合などは、警報の可能性の言及がなくても警報を発表する場合があります。

(4) 市町村ごとの警報内容を知る手段（防災情報提供システム）

気象庁の「防災情報提供システム」では、市町村ごとの詳細な警報・注意報内容を表示します。市町村ごとの警報・注意報文では、大雨により特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）、警報に切り替える可能性などを「特記事項」に明記するほか、現象ごとに注意警戒期間、ピーク時間帯、予想最大雨量なども表示します。市町村ごとの表示内容のイメージは資料4を参照ください。

※防災情報提供システムのWebページ上には、防災情報提供システムで提供する情報を、防災対応に際して活用いただくために、利用方法を具体的に解説した手引きを掲載しています。この中に、気象警報・注意報の表示例も掲載していますので、参照いただようお願いします。

(5) 指定河川洪水予報と洪水警報・注意報の運用

これまでも、指定河川洪水予報*を発表した場合は、河川沿いの二次細分区域に対して、洪水警報・注意報を発表してきました。

気象等の警報・注意報の区域の変更に伴い、以下の方針で洪水警報・注意報を運用します。

「はん濫注意情報」発表時は「洪水注意報」（または「洪水警報」）を、「はん濫警戒情報」または「はん濫危険情報」発表時は「洪水警報」を発表します。

その際の対象範囲は、仮に洪水予報指定河川のどこかではん濫が発生した場合に概ね6時間以内に浸水するおそれのある市町村とします。

なお、「はん濫発生情報」発表時には、浸水のおそれのある上記より広い範囲の市町村に対して洪水警報を発表します。

なお、指定河川洪水予報に合わせて洪水警報・注意報の発表をする市町村に

ついて、よりきめ細かく運用することを計画しています。

※ 指定河川洪水予報とは、河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、気象庁（気象台）と国土交通省または都道府県の機関が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して行う洪水の予報です。

（６）大雨、洪水以外の警報・注意報の運用

大雨及び洪水以外の警報・注意報についても、市町村ごとに発表します。

ただし、警報・注意報の種類や現象の規模によっては、従前と同様な範囲の市町村に同時に同じ内容で発表することがあります。

（７）実施年月日時

実施年月日時は、平成 22 年 5 月 27 日（木）13 時です。

その時点で気象等の警報・注意報を発表している場合は、13 時まで一旦すべて解除し、改めて、新しい区域及び電文形式で発表します。

4 留意事項・参考事項

（１）気象等の警報・注意報の改善の背景と目的

平成 16 年に相次いだ風水害（「平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨」、「平成 16 年 7 月福井豪雨」、10 個の台風上陸など）を踏まえ、内閣府では「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を設置して、有識者による検討を行いました。

同検討会は、

- ・ 避難勧告等が適時適切にできていない
- ・ 住民への避難勧告等の迅速確実な伝達が難しい
- ・ 避難勧告等が伝わっても住民が避難しない

という課題を指摘し、国、都道府県、市町村等が対策を進めるにあたっての指針として、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示しました。

また、市町村の対応について、市町村長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、「災害の発生する可能性が高まった」状況等について、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）を明確にしたマニュアルを作成する必要があるとし、防災関係情報のあり方についても、避難勧告等の判断基準（具体的な考え方）に適合した基準で、気象官署及び河川管理者が警報等の防災関係情報を発表することが必要であることが指摘されました。

これを受け、気象庁では、避難勧告等を行う市町村等の防災活動をより一層的確に支援するため、気象に関する警報・注意報の改善に取り組んできました。

具体的には、平成 20 年 5 月 28 日に大雨及び洪水の警報・注意報の基準を改善しました。災害の発生と対応のよい新たな基準要素（土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準）を導入、短時間雨量の基準を見直し、市町村ごとの基準値の

設定などの改善です。そして、今般、気象等の警報・注意報の区域を変更し、原則として市町村単位とします。

(2) 大雨及び洪水警報・注意報等と避難判断

このような背景と目的に鑑みたとき、大雨、洪水、高潮の警報・注意報を含め、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報等の防災気象情報、並びに、河川水位等の情報が、市町村の地域防災計画や避難勧告等の判断・伝達マニュアル等における避難判断の基準の一つに位置付けられることで、これらの情報の役割がより明確になります。

(3) 地域防災計画等への対応

気象等の警報・注意報の区域等の変更に伴い、県及び市町村の地域防災計画、水防計画、指定地方行政機関及び指定地方公共機関の防災業務計画、並びに、各機関における業務マニュアル等の修正をお願いすることになります。具体的には、以下事項に係る部分の修正の検討をお願いします。修正内容等については、遠慮なく、当台にご相談ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 気象等の警報・注意報の区域② 気象等の警報・注意報基準（基準値を掲載していれば修正の検討）③ 大雨警報の特に警戒すべき事項が括弧書きで表記されることについて④ 警報等の住民・関係機関・部内関係者等への伝達⑤ 大雨時等の避難判断基準⑥ 大雨時等の防災体制基準 |
|---|

(4) 気象等の警報・注意報のリードタイム

気象等の警報・注意報は、防災機関等の防災対応時間を確保する観点から、リードタイム（警報・注意報発表時から基準を超えると予想した時点までの猶予時間）を確保して発表することを基本としています。リードタイムの考え方はこれまでと同様です。

参考（リードタイムの考え方）

- ・ 短時間強雨に関する大雨及び洪水警報・注意報については2～3時間、その他の警報及び注意報については3～6時間を標準のリードタイムとする。
- ・ 夜間・早朝に警報を行うことが予想される場合は、原則として16時までに注意報を発表して警報に至る可能性を伝える。これらの場合、当該注意報のリードタイムは最大で約12時間とする。
- ・ 夜間・早朝に注意報基準に達する現象が予想される場合は、原則として夕方16時までに注意報を発表する。

(5) 大雨時における気象情報の有効な活用

大雨の1日程度前から「大雨に関する福岡県気象情報」で大雨の可能性をお知らせします。そして、大雨による災害の危険度が高まるにつれて市町村ごとに、「大雨注意報」「洪水注意報」→「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害）」「洪水警報」→「土砂災害警戒情報」を発表します。警報・注意報発表中も、必要に応じて随時、「大雨に関する福岡県気象情報」を発表します。また、

指定河川洪水予報については、段階的に「はん濫注意情報」→「はん濫警戒情報」→「はん濫危険情報」→「はん濫発生情報」を発表します。

5 周知・広報への協力依頼

(1) 一般の方々への周知・広報のご協力依頼

気象等の警報・注意報の区域等の変更については、防災関係機関はもとより、学校等の教育関係機関、報道機関、交通機関、ライフライン機関、公共施設、集客施設、観光施設等、様々な機関に対して周知・広報するとともに、一般の方々に対しても広く広報し、防災に資するよう利活用していただく必要があります。

とくに、表1のとおりテレビ、ラジオ等では市町村等をまとめた地域の名称を用いて放送される場合もあるため、市町村ごとの警報・注意報をどのように知ればよいのかを広報することが大変重要となります。

気象台では、県、市町村、報道機関、関係機関のご協力を得て、広く一般の方々への広報に取り組んでいるところですが、引き続き皆さまのご協力をお願いします。

福岡管区気象台のホームページに区域の変更に係るチラシを掲載しています。

http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/gyomu/sichouson_keihou.html

(2) 市町村ごとの警報内容を知る手段（一般の方）

一般の方が、自分の市町村に警報・注意報が発表されているか、自分の市町村の注意警戒期間、ピーク時間帯、予想雨量などはどうなっているのかなどを知るには、当面※、以下の方法があります。

【市町村ごとの詳細な警報・注意報内容が見られるサイト】

- ・ 気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/>

- ・ 国土交通省防災情報提供センター携帯電話サイト

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>



※ 地上デジタル放送のデータ放送等では、視聴者が市町村ごとの警報・注意報を確認できる仕組みの準備が進められています。また、市町村のホームページ・防災行政無線・住民へのメールサービス、民間気象会社の情報提供サービスなど、今後、多様な手段で市町村ごとの警報・注意報を知ることができるようになることが期待されます。

本件問い合わせ先

福岡管区气象台技術部予報課

電話：092-725-3604

担当：防災気象官 t.yoneda@met.kishou.go.jp

福岡県の警報・注意報基準一覧表

平成 2 2 年 5 月 27 日現在

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（ ）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“—”で示している。
- (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_heitanchi.html）を参照。
- (4) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (6) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (8) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_heitanchi.html) を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて一河川・湖沼・海浜・海水) として算出) が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

警報・注意報発表基準一覧表

(福岡管区気象台管内)

平成22年05月27日現在

発表官署		福岡管区気象台							
府県予報区		福岡県							
一次細分区域		福岡地方		北九州地方		筑豊地方		筑後地方	
市町村等をまとめた地域		北九州・遠賀地区		京築				筑後北部 筑後南部	
警 報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合							
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 玄界灘 20m/s, 沖ノ島周辺 20m/s	陸上 20m/s, 響灘 20m/s, 瀬戸内側 20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s	20m/s	20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s		
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 玄界灘 20m/s, 沖ノ島周辺 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 響灘 20m/s, 瀬戸内側 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 20m/s 雪を伴う		
	大雪	平地 24時間降雪の深さ20cm, 山地 24時間降雪の深さ50cm							
	波浪(有義波高)	玄界灘 6.0m, 沖ノ島周辺 6.0m	響灘 6.0m, 瀬戸内側 3.0m	3.0m			2.5m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合							
	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 玄界灘 12m/s, 沖ノ島周辺 12m/s	陸上 12m/s, 響灘 12m/s, 瀬戸内側 12m/s	陸上 12m/s, 海上 12m/s	12m/s	12m/s	陸上 12m/s, 海上 12m/s		
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 玄界灘 12m/s, 沖ノ島周辺 12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 響灘 12m/s, 瀬戸内側 12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 12m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 12m/s 雪を伴う		
	大雪	平地 24時間降雪の深さ5cm, 山地 24時間降雪の深さ10cm							
	波浪(有義波高)	玄界灘 2.5m, 沖ノ島周辺 2.5m	響灘 2.5m, 瀬戸内側 1.5m	1.5m			1.5m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
	雹	落雷等により被害が予想される場合							
	融雪								
	濃霧(視程)	陸上 100m, 玄界灘 500m, 沖ノ島周辺 500m	陸上 100m, 響灘 500m, 瀬戸内側 500m	陸上 100m, 海上 500m	100m	100m	陸上 100m, 海上 500m		
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%								
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上								
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下								
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下								
霜氷・霜雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上								
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm							

(別表1)大雨警報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
(福岡地方)	福岡市	(東区) 平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=90	148
		(博多区・中央区 ・城南区・南区) 平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=90	
		(早良区・西区) 平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	
	筑紫野市	平坦地:R3=110 平坦地以外:R1=90	141
	春日市	R1=60	180
	大野城市	平坦地:R1=60	163
		平坦地以外:R1=90	
	宗像市	R1=60	131
	太宰府市	平坦地:R1=60	165
		平坦地以外:R1=80	
	古賀市	R1=70	156
	福津市	平坦地:R3=140	151
		平坦地以外:R1=70	
	糸島市	平坦地:R1=70	148
		平坦地以外:R1=90	
	那珂川町	平坦地:R3=110	166
		平坦地以外:R1=80	
	宇美町	R1=60	152
	篠栗町	平坦地:R1=60	152
		平坦地以外:R1=100	
北九州・遠賀地区	志免町	R1=70	160
	須恵町	平坦地:R1=60	160
		平坦地以外:R1=80	
	新宮町	R1=60	153
	久山町	R1=70	156
	粕屋町	R1=60	160
	北九州市	平坦地:R1=70	124
		平坦地以外:R1=90	
	中間市	R1=60	137
	戸屋町	R1=60	144
京築	水巻町	R1=60	141
	岡垣町	R1=60	137
	遠賀町	R1=60	137
	行橋市	R1=60	154
	豊前市	平坦地:R1=60	155
		平坦地以外:R1=90	
	河田町	R1=60	143
	みやこ町	平坦地:R1=60	151
		平坦地以外:R1=70	
	吉富町	R1=60	155
	上毛町	R1=60	167
	築上町	平坦地:R1=60	153
		平坦地以外:R1=70	

(別表1)大雨警報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
(筑豊地方)	直方市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=120	153
	飯塚市	平地地: R3=110 平地地以外: R1=70	152
	田川市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=110	158
	宮若市	R1=60	137
	嘉麻市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	137
	小竹町	R1=70	154
	鞍手町	R1=60	137
	桂川町	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	153
	香春町	R3=110	161
	添田町	R1=70	145
	糸田町	R1=60	163
	川崎町	R1=60	141
	大任町	R1=60	161
	赤村	R1=70	151
	福智町	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	159
筑後北部	久留米市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	151
	小郡市	R1=60	153
	うきは市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	131
	朝倉市	R1=60	137
	筑前町	R1=60	137
	東峰村	R1=60	149
	大刀洗町	R1=70	—
筑後南部	大牟田市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	132
	柳川市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	—
	八女市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=90	130
	筑後市	R1=70	—
	大川市	R1=60	—
	みやま市	平地地: R3=110 平地地以外: R1=70	139
	大木町	R1=70	—
	広川町	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	136

(別表2)洪水警報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
(福岡地方)	福岡市	(東区) 平地地:R1=70 平地地以外:R1=90	多々良川流域=25, 宇美川流域=14, 須恵川流域=14	平地地:R1=30 かつ 多々良川流域=22
		(博多区・中央区 ・城南区・南区) 平地地:R1=70 平地地以外:R1=90	那珂川流域=22	平地地:R1=35 かつ 御笠川流域=20
		(早良区・西区) 平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	瑞梅寺川流域=14, 室見川流域=20	平地地:R1=45 かつ 瑞梅寺川流域=12
	筑紫野市	平地地:R3=110 平地地以外:R1=90	宝満川流域=20	—
	春日市	R1=60	—	—
	大野城市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=90	御笠川流域=20	—
	宗像市	R1=60	釣川流域=20	—
	太宰府市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=80	御笠川流域=20	平地地:R1=50 かつ 御笠川流域=13
	古賀市	R1=70	—	—
	福津市	平地地:R3=140 平地地以外:R1=70	—	—
	糸島市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=90	瑞梅寺川流域=14, 雷山川流域=8	—
	那珂川町	平地地:R3=110 平地地以外:R1=80	那珂川流域=18	—
	宇美町	R1=60	宇美川流域=18	—
	篠栗町	平地地:R1=60 平地地以外:R1=100	多々良川流域=17	—
	志免町	R1=70	宇美川流域=14	—
	須恵町	平地地:R1=60 平地地以外:R1=80	須恵川流域=12	—
	新宮町	R1=60	—	平地地:R1=40 かつ 平地地:R3=100
	久山町	R1=70	—	—
	粕屋町	R1=60	多々良川流域=23	R1=45 かつ 多々良川流域=13
北九州・遠賀地区	北九州市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=90	紫川流域=18	平地地:R1=45 かつ 紫川流域=12
	中間市	R1=60	西川流域=16	—
	戸畑町	R1=60	西川流域=20	—
	水巻町	R1=60	—	—
	岡垣町	R1=60	—	—
	遠賀町	R1=60	西川流域=20	—
京築	行橋市	R1=60	今川流域=20, 長峽川流域=17, 穀川流域=15	—
	豊前市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=90	岩岳川流域=13, 佐井川流域=12	—
	新田町	R1=60	長峽川流域=15	—
	みやこ町	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	今川流域=17, 穀川流域=14, 長峽川流域=13	平地地:R1=50 かつ 今川流域=10
	吉富町	R1=60	佐井川流域=11	—
	上毛町	R1=60	佐井川流域=12	—
	箕上町	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	城井川流域=14	平地地:R1=40 かつ 城井川流域=9

(別表2)洪水警報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
(筑豊地方)	直方市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=120	—	—
	飯塚市	平地地: R3=110 平地地以外: R1=70	穂波川流域=19, 庄内川流域=14, 泉河内川流域=15, 八木山川流域=8	—
	田川市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=110	中元寺川流域=14	—
	宮若市	R1=60	八木山川流域=14	—
	嘉麻市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	泉河内川流域=11	—
	小竹町	R1=70	庄内川流域=13	—
	鞍手町	R1=60	西川流域=15	—
	桂川町	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	穂波川流域=15, 泉河内川流域=14	—
	香春町	R3=110	—	—
	篠田町	R1=70	中元寺川流域=7, 今川流域=11	—
	糸田町	R1=60	中元寺川流域=14	—
	川崎町	R1=60	中元寺川流域=12	—
	大任町	R1=60	—	—
	赤村	R1=70	今川流域=13	—
	福智町	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	中元寺川流域=14	—
筑後北部	久留米市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	巨瀬川流域=16, 小石原川流域=12, 古川流域=12, 広川流域=13	—
	小郡市	R1=60	宝満川流域=27, 草場川流域=6	—
	うきは市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=80	巨瀬川流域=14, 美津留川流域=8	—
	朝倉市	R1=60	佐田川流域=12, 小石原川流域=12, 草場川流域=5	—
	筑前町	R1=60	宝満川流域=24, 草場川流域=6, 穂波川流域=5, 大刀洗川流域=6	—
	東峰村	R1=60	小石原川流域=6, 大肥川流域=12	—
	大刀洗町	R1=70	小石原川流域=12, 佐田川流域=12, 大刀洗川流域=10	—
筑後南部	大牟田市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	諏訪川流域=14	平地地: R1=50 かつ 諏訪川流域=5
	柳川市	平地地: R1=60 平地地以外: R1=70	花宗川流域=15	—
	八安市	平地地: R1=70 平地地以外: R1=90	星野川流域=18, 笠原川流域=14, 花宗川流域=13, 辺春川流域=11	—
	筑後市	R1=70	花宗川流域=16, 山ノ井川流域=10	—
	大川市	R1=60	城原川流域=18, 花宗川流域=20	—
	みやま市	平地地: R3=110 平地地以外: R1=70	飯江川流域=10	—
	大木町	R1=70	花宗川流域=19, 山ノ井川流域=12	—
	広川町	平地地: R1=70 平地地以外: R1=80	広川流域=14	—

(別表3)大雨注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
(福岡地方)	福岡市	(東区) 平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	103
		(博多区・中央区 ・城南区・南区) 平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	
		(早良区・西区) 平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50	
	筑紫野市	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=60	98
	春日市	R1=40	126
	大野城市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	114
	宗像市	R1=40	91
	太宰府市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50	115
	古賀市	R1=40	109
	福津市	平坦地:R3=90 平坦地以外:R1=40	105
	糸島市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	103
	那珂川町	平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=50	116
	平美町	R1=40	106
	篠栗町	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=70	106
	志免町	R1=40	112
	須恵町	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50	112
	新宮町	R1=40	107
	久山町	R1=40	109
	粕屋町	R1=40	112
北九州・遠賀地区	北九州市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	99
	中間市	R1=40	109
	芦屋町	R1=40	115
	水巻町	R1=40	112
	岡垣町	R1=40	109
	遠賀町	R1=40	109
京畿	行橋市	R1=40	107
	豊前市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	108
	河田町	R1=40	100
	みやこ町	R1=40	105
	吉富町	R1=40	108
	上毛町	R1=40	116
	栗上町	R1=40	107

(別表3)大雨注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
(筑豊地方)	直方市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=80	107
	飯塚市	平地地: R3=70 平地地以外: R1=40	106
	田川市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=70	110
	宮若市	R1=40	95
	嘉麻市	R1=40	95
	小竹町	R1=40	107
	鞍手町	R1=40	95
	桂川町	R1=40	107
	香春町	R3=70	112
	湊田町	R1=40	101
	糸田町	R1=40	114
	川崎町	R1=40	98
	大任町	R1=40	112
	赤村	R1=40	105
	福智町	R1=40	111
筑後北部	久留米市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	120
	小都市	R1=40	122
	うきは市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	104
	朝倉市	R1=40	109
	筑前町	R1=40	109
	東峰村	R1=40	119
	大刀洗町	R1=40	132
筑後南部	大牟田市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	105
	柳川市	R1=40	122
	八女市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	104
	筑後市	R1=40	122
	大川市	R1=40	122
	みやま市	平地地: R3=70 平地地以外: R1=40	111
	大木町	R1=40	122
	広川町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	108

(別表4)洪水注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
福岡地方	福岡市	(東区) 平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	多々良川流域=20, 宇美川流域=11, 須恵川流域=11	—
		(博多区・中央区・城南区・南区) 平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	那珂川流域=18	平地地: R1=25 かつ 御笠川流域=20
		(早良区・西区) 平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	瑞梅寺川流域=11, 室見川流域=16	—
	筑紫野市	平地地: R3=70 平地地以外: R1=60	宝満川流域=10	—
	春日市	R1=40	—	—
	大野城市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	御笠川流域=16	—
	宗像市	R1=40	釣川流域=13	—
	太宰府市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	御笠川流域=16	平地地: R1=30 かつ 御笠川流域=13
	古賀市	R1=40	—	—
	福津市	平地地: R3=90 平地地以外: R1=40	—	—
	糸島市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	瑞梅寺川流域=11, 雷山川流域=6	—
	那珂川町	平地地: R3=70 平地地以外: R1=50	那珂川流域=14	—
	宇美町	R1=40	宇美川流域=14	—
	篠栗町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=70	多々良川流域=14	—
	志免町	R1=40	宇美川流域=11	—
	須恵町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	須恵川流域=10	—
	新宮町	R1=40	—	平地地: R1=25 かつ 平地地: R3=70
	久山町	R1=40	—	—
	粕屋町	R1=40	多々良川流域=18	R1=30 かつ 多々良川流域=13
北九州・遠賀地区	北九州市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	紫川流域=14	平地地: R1=20 かつ 紫川流域=12
	中間市	R1=40	西川流域=11	—
	戸畑町	R1=40	西川流域=16	—
	水巻町	R1=40	—	—
	岡垣町	R1=40	—	—
	遠賀町	R1=40	西川流域=15	—
京築	行橋市	R1=40	今川流域=15, 長峽川流域=14, 祓川流域=12	—
	豊前市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	岩岳川流域=8, 佐井川流域=10	—
	珂田町	R1=40	長峽川流域=12	—
	みやこ町	R1=40	今川流域=14, 祓川流域=11, 長峽川流域=10	平地地: R1=30 かつ 今川流域=10
	吉富町	R1=40	佐井川流域=9	—
	上毛町	R1=40	佐井川流域=9	—
	築上町	R1=40	城井川流域=10	平地地: R1=25 かつ 城井川流域=9

(別表4)洪水注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
(筑豊地方)	直方市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=80	遠賀川流域=31, 彦山川流域=23, 大鳴川流域=13	—
	飯塚市	平地地: R3=70 平地地以外: R1=40	穂波川流域=15, 庄内川流域=11, 泉河内川流域=12, 八木山川流域=6	—
	田川市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=70	中元寺川流域=11	—
	宮若市	R1=40	八木山川流域=11	—
	嘉麻市	R1=40	泉河内川流域=9	—
	小竹町	R1=40	庄内川流域=10	—
	鞍手町	R1=40	西川流域=12	—
	桂川町	R1=40	穂波川流域=12, 泉河内川流域=11	—
	香春町	R3=70	—	—
	添田町	R1=40	中元寺川流域=6, 今川流域=9	—
	糸田町	R1=40	中元寺川流域=11	—
	川崎町	R1=40	中元寺川流域=10	—
	大任町	R1=40	—	—
	赤村	R1=40	今川流域=10	—
	福智町	R1=40	中元寺川流域=11	—
筑後北部	久留米市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	巨瀬川流域=13, 小石原川流域=10, 古川流域=8, 広川流域=10	—
	小都市	R1=40	宝満川流域=22, 草場川流域=5	—
	うきは市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	巨瀬川流域=11, 美津留川流域=6	—
	朝倉市	R1=40	佐田川流域=10, 小石原川流域=10, 草場川流域=4	—
	筑前町	R1=40	宝満川流域=19, 草場川流域=5, 穂波川流域=4, 大刀洗川流域=5	—
	東峰村	R1=40	小石原川流域=5, 大肥川流域=10	—
	大刀洗町	R1=40	小石原川流域=10, 佐田川流域=10, 大刀洗川流域=8	—
筑後南部	大牟田市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	諏訪川流域=11	平地地: R1=30 かつ 諏訪川流域=5
	柳川市	R1=40	花宗川流域=10	—
	八女市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	星野川流域=15, 笠原川流域=11, 花宗川流域=10, 辺春川流域=9	—
	筑後市	R1=40	花宗川流域=13, 山ノ井川流域=8	—
	大川市	R1=40	城原川流域=14, 花宗川流域=16	—
	みやま市	平地地: R3=70 平地地以外: R1=40	飯江川流域=8	—
	大木町	R1=40	花宗川流域=15, 山ノ井川流域=10	—
	広川町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	広川流域=11	—

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
(福岡地方)	福岡市	1.9m	1.6m
	筑紫野市	—	—
	春日市	—	—
	大野城市	—	—
	宗像市	1.9m	1.6m
	太宰府市	—	—
	古賀市	1.9m	1.6m
	福津市	1.9m	1.6m
	糸島市	1.9m	1.6m
	那珂川町	—	—
	宇美町	—	—
	篠栗町	—	—
	志免町	—	—
	須恵町	—	—
	新宮町	1.9m	1.6m
	久山町	—	—
	粕屋町	—	—
北九州・遠賀地区	北九州市	(警避) 1.9m	1.5m
		(関門海峡) 2.0m	1.5m
		(同防避) 3.0m	2.5m
	中間市	—	—
	芦屋町	1.9m	1.6m
	水巻町	—	—
	岡垣町	1.9m	1.6m
	遠賀町	—	—
京築	行橋市	3.0m	2.5m
	豊前市	3.0m	2.5m
	苅田町	3.0m	2.5m
	みやこ町	—	—
	吉富町	3.0m	2.5m
	上毛町	—	—
	築上町	2.8m	2.5m

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年05月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
(筑豊地方)	直方市	—	—
	飯塚市	—	—
	田川市	—	—
	宮若市	—	—
	嘉麻市	—	—
	小竹町	—	—
	鞍手町	—	—
	桂川町	—	—
	香春町	—	—
	湊田町	—	—
	糸田町	—	—
	川崎町	—	—
	大任町	—	—
	赤村	—	—
	福智町	—	—
筑後北部	久留米市	5.2m	4.7m
	小都市	—	—
	うきは市	—	—
	朝倉市	—	—
	筑前町	—	—
	東峰村	—	—
	大刀洗町	—	—
筑後南部	大牟田市	3.5m	3.0m
	柳川市	3.5m	3.0m
	八女市	—	—
	筑後市	—	—
	大川市	4.3m	3.8m
	みやま市	3.5m	3.0m
	大木町	—	—
	広川町	—	—

防災情報提供システム（専用線）の送達報による「かな漢字形式（新形式）」例

ケイ秒 11 フウ村

平成 21 年 11 月 1 日 16 時 37 分 福岡管区気象台発表

((福岡県では、1 日夜遅くまで土砂災害に、1 日夜のはじめ頃から夜遅くまで
低い土地の浸水や河川の増水に警戒して下さい。))

北九州市 [警報] 大雨 (土砂災害、浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 福岡市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 大牟田市 [警報] 大雨 (土砂災害、浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 久留米市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 直方市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 飯塚市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 田川市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 柳川市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 八女市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 筑後市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 大川市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 行橋市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 豊前市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 中間市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 小郡市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 筑紫野市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 春日市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 大野城市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 宗像市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 太宰府市 [警報] 大雨 (土砂災害、浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 古賀市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 福津市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 うきは市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 宮若市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 嘉麻市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 朝倉市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 みやま市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 糸島市 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 那珂川町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 宇美町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 篠栗町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 志免町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 須恵町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 新宮町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 久山町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 粕屋町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 芦屋町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 水巻町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 岡垣町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 遠賀町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷
 小竹町 [警報] 大雨 (浸水害), 洪水 [注意報] 雷

鞍手町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
桂川町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
筑前町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
東峰村	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
大刀洗町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
大木町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
広川町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
香春町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
添田町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
糸田町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
川崎町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
大任町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
赤村	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
福智町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
苅田町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
みやこ町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
吉富町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
上毛町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
築上町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷=

西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社から関係市町村に通知される内容 例

平成21年11月 1日16時37分 福岡管区気象台発表

((福岡県では、1日夜遅くまで土砂災害に、1日夜のはじめ頃から夜遅くまで低い土地の浸水や河川の増水に警戒して下さい。))

北九州市	[警報] 大雨 (土砂災害、浸水害), 洪水	[注意報] 雷
福岡市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
大牟田市	[警報] 大雨 (土砂災害、浸水害), 洪水	[注意報] 雷
久留米市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
直方市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
飯塚市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
田川市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
柳川市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
八女市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
筑後市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
大川市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
行橋市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
豊前市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
中間市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
小郡市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
筑紫野市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
春日市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
大野城市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
宗像市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
太宰府市	[警報] 大雨 (土砂災害、浸水害), 洪水	[注意報] 雷
古賀市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
福津市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
うきは市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
宮若市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
嘉麻市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
朝倉市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
みやま市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
糸島市	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
那珂川町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
宇美町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
篠栗町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
志免町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
須恵町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
新宮町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
久山町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
粕屋町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
芦屋町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
水巻町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
岡垣町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
遠賀町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷
小竹町	[警報] 大雨 (浸水害), 洪水	[注意報] 雷

鞍手町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
桂川町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
筑前町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
東峰村	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
大刀洗町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
大木町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
広川町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
香春町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
添田町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
糸田町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
川崎町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
大任町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
赤村	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
福智町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
荏田町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
みやこ町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
吉富町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
上毛町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷
築上町	[警報]	大雨 (浸水害), 洪水	[注意報]	雷＝

防災情報提供システムによる市町村ごとの表示例

福岡市を表示させた場合

平成21年11月 1日16時37分 福岡管区気象台発表

福岡県の注意警戒文

福岡県では、1日夜遅くまで土砂災害に、1日夜のはじめ頃から夜遅くまで低い土地の浸水や河川の増水に警戒して下さい。

福岡市 【発表】大雨（浸水害）、洪水警報 雷注意報

特記事項 浸水警戒

浸水 警戒期間 1日夜のはじめ頃から1日夜遅くまで

注意期間 2日明け方まで

1時間最大雨量 80ミリ

洪水 警戒期間 1日夜のはじめ頃から1日夜遅くまで

注意期間 2日明け方まで

雷 注意期間 2日朝まで

太宰府市を表示させた場合

平成21年11月 1日16時37分 福岡管区気象台発表

福岡県の注意警戒文

福岡県では、1日夜遅くまで土砂災害に、1日夜のはじめ頃から夜遅くまで低い土地の浸水や河川の増水に警戒して下さい。

太宰府市 【発表】大雨（土砂災害、浸水害）、洪水警報 雷注意報

特記事項 土砂災害警戒、浸水警戒

土砂災害 警戒期間 1日夜遅くまで

浸水 警戒期間 1日夜のはじめ頃から1日夜遅くまで

注意期間 2日明け方まで

1時間最大雨量 70ミリ

洪水 警戒期間 1日夜のはじめ頃から1日夜遅くまで

注意期間 2日明け方まで

雷 注意期間 2日朝まで

気象等の警報・注意報の改善について(H22.5/27～)

改善の背景

H16水害

H16.7新潟・福島豪雨
H16.7福井豪雨
10個の台風上陸

課題

➢多くの災害時要援護者が被災
➢市町村長が避難勧告等を実施するマニュアルの未整備

避難勧告等ガイドライン(H17.3)

災害時要援護者ガイドライン(H18.3)

気象庁の対応

大雨・洪水警報の改善(H20.5～)

- 災害との対応のよい指数と雨量を用いた市町村毎の基準の設定
- 避難勧告等に適合した警報体系の整理(下表)

	土砂災害	洪水災害	高潮災害
避難勧告	土砂災害警戒情報	〇〇川はん濫警戒情報	高潮警報
避難準備情報	大雨警報(土砂災害)	・洪水警報 ・〇〇川はん濫注意情報	
防災体制立ち上げ	大雨注意報	洪水注意報	高潮注意報

今回の改善点

警報等発表区域の変更

平成22年5月27日13時から気象等の警報・注意報を市町村毎に発表します
※TVやラジオ等では、市町村等をまとめた地域として「福岡地方」などの名称を用いて放送される場合があります

警報・注意報基準の見直し

区域の見直しにあわせて下記の基準を見直します

- 大雨警報・注意報(雨量基準)
- 洪水警報・注意報(雨量基準、指数基準、複合基準)
- 高潮警報・注意報

警報・注意報電文の変更

福岡県、NTTから伝達される警報・注意報の電文形式が変更されます

- 電文は「見出し」、市町村名と警報・注意報の標題のみとなります
- 大雨警報の特に警戒すべき事項(土砂災害、浸水害)を明示します

※注意警戒期間やピーク時間帯、予想最大雨量など市町村ごとの詳細な内容は、防災情報提供システムや気象庁ホームページに表示します

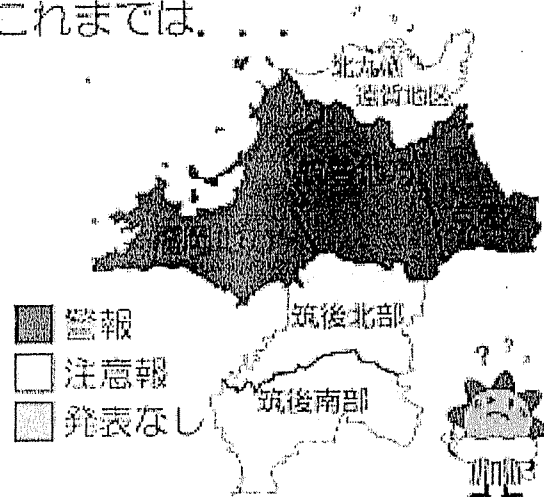
指定河川洪水予報との整合

指定河川洪水予報と洪水警報・注意報の発表を整合させる市町村をよりきめ細かく運用します

気象庁は警報・注意報を 市町村ごとに発表します！

5月27日(水)
スタート!!

これまでは.



市町村ごとの詳細な

警報・注意報は こちらから！

■気象庁ホームページ(パソコンから)

<http://www.jma.go.jp/jma/>

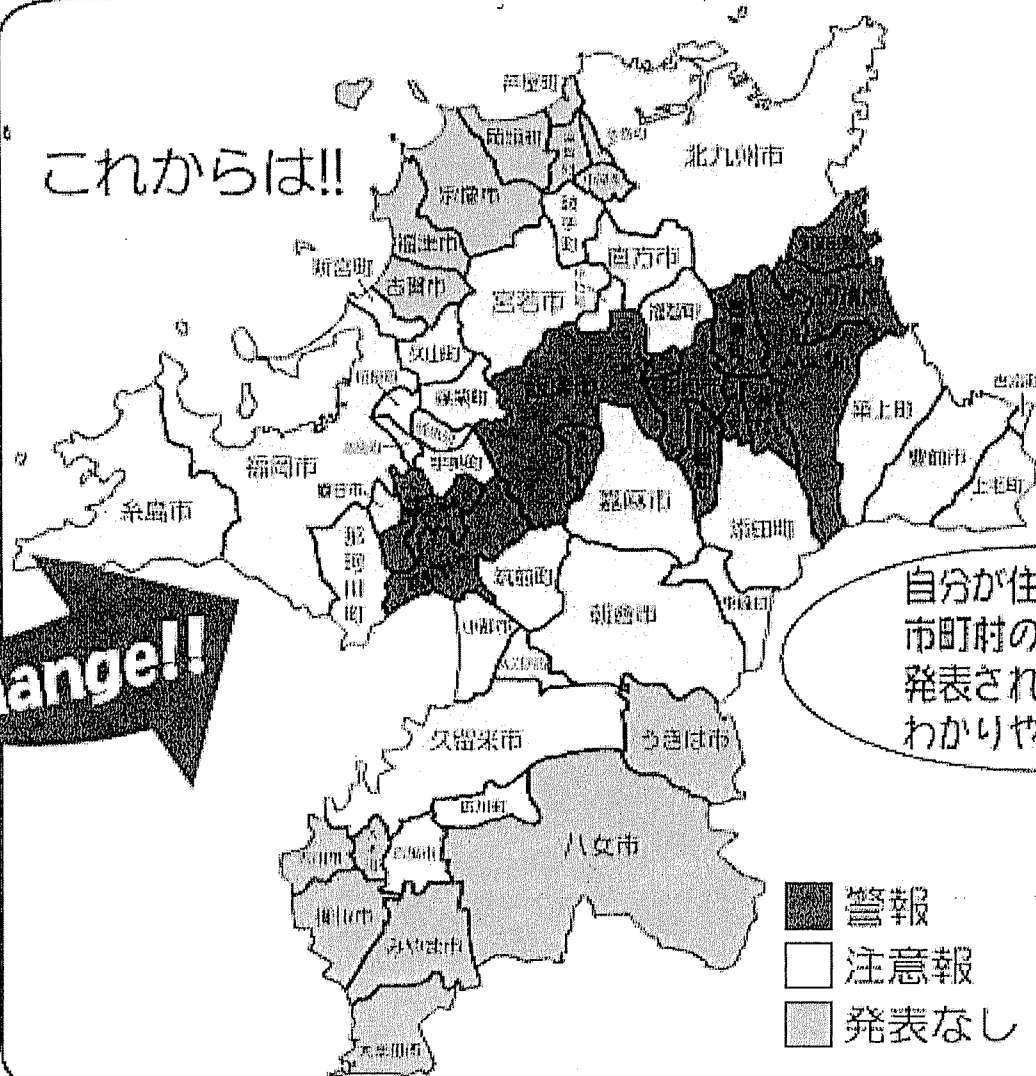
■国土交通省防災情報提供センター(携帯から)

<http://www.mlit.go.jp/saigai/>

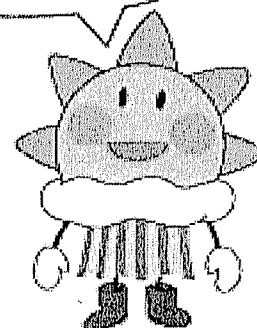
bosaijoho/index.html



これからは!!



自分が住んでいる
市町村の名前で
発表されるから
わかりやすいなあ!!



■テレビやラジオで警報・注意報をお知らせする際は、お住まいの市町村を『**まとめた地域(※)**』で放送される場合があります

市町村をまとめた地域

福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市
太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川町
宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町
久山町 粕屋町

北九州市 中間市 芦屋町 水巻町
岡垣町 遠賀町

行橋市 豊前市 河田町 みやこ町
築上町 上毛町 吉富町

直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市
小竹町 鞍手町 桂川町 香春町 添田町
糸田町 川崎町 福智町 大任町 赤村

久留米市 朝倉市 小郡市 うきは市
筑前町 東峰村 大刀洗町

大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市
みやま市 大木町 広川町

北九州・遠賀地区

京 築

筑後北部

筑後南部

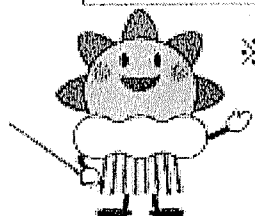
福岡地方

北九州地方

筑豊地方

筑後地方

福
岡
県



※市町村をまとめた地域に関しては、過去に災害が起きたときの気象状況と災害との関係や、防災機関が効率的に防災活動を行えることを考慮し、都道府県などの防災機関とも協議して決定しております。(2010.01.01現在)



177天気予報サービスでも市町村をまとめた地域の名称でお知らせします



お問い合わせ先：
気象庁 福岡管区気象台 予報課
電話：092-725-3604 (担当：防災係)